

【表紙】

|                |  |
|----------------|--|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書  |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項   |
| 【提出先】          | 関東財務局長   |
| 【提出日】          | 平成26年6月27日   |
| 【会社名】          | 大日本スクリーン製造株式会社   |
| 【英訳名】          | DAINIPPON SCREEN MFG. CO., LTD.  |
| 【代表者の役職氏名】     | 取締役社長 垣内 永次  |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 常務取締役 近藤 洋一  |
| 【本店の所在の場所】     | 京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1   |
| 【縦覧に供する場所】     | 大日本スクリーン製造株式会社九段事業所<br>(東京都千代田区九段南2丁目3番14号靖国九段南ビル)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長 垣内永次及び常務取締役 近藤洋一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成26年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社、連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社26社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社18社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前々連結会計年度と前連結会計年度及び当連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、それぞれの連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を基に「重要な事業拠点」を選定しました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4【付記事項】

当社は平成26年5月7日開催の取締役会において、平成26年10月1日(予定)を効力発生日として会社分割の方法により持株会社体制へ移行することを目的に当社の半導体機器事業を当社100%出資の子会社である株式会社S O K U D O（以下、「承継会社」）に承継するための吸収分割を行うため、承継会社との間で吸収分割契約を締結することを決議しました。また、同日付で新たに分割準備会社として当社100%出資の子会社を4社設立し、当社のF P D機器事業、メディアアンドプレジジョンテクノロジー事業（印刷・プリント基板関連機器事業）、製造支援および製造請負業務、シェアードサービス業務を分割準備会社4社（以下、「承継会社」）にそれぞれ承継するための吸収分割を行うため、承継会社との間で吸収分割契約を締結することを決議しました。

本件吸収分割後の当社は、平成26年10月1日付で持株会社となり、「株式会社S C R E E Nホールディングス」に商号変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業にあわせて変更する予定です。

本件吸収分割並びに定款変更（商号および事業目的の変更）については、平成26年6月26日開催の当社定時株主総会において承認されました。

この会社分割は、翌期以降の当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。